

提出書類一覧表（建設工事）

市使用欄（受付印）

注意事項

1. 官公署発行の証明書等は、複写可とする。
2. チェック欄を使用し、提出書類を確認すること。
3. 特記事項がある場合は、備考欄に記載すること。
4. 受領確認が必要な場合は、受領証（任意様式）を用意すること。（郵送の場合は、受領証様式を裏面に記載した返信用はがき（又は受領証及び切手を貼付した返信用封筒）を同封すること。）

市使用欄（記載不要）

- 継続受付
- 再受付
- 新規受付

業者番号

商号又は名称		提出の有無	チ（エ）レツク
提出書類の名称	指定様式又は請求先	注意事項 ※各指定様式欄外に記載要領がある場合はそちらも参照すること。	市内 市外
1	提出書類一覧表 (建設工事)	様式24	○ ○
2	建設工事 入札参加資格審査申請書	様式1	○ ○
3	経営規模等評価結果通知書 ・総合評定値通知書	国土交通省 又は都道府県 [複写可]	○ ○
4	委任状 ※建設業法上の営業所であり 入札参加を希望する業種の 全てについて許可を受けて いる営業所のみ委任可。	様式5 [任意様式可]	△ △
5	系列会社についての届出書	様式6	○ ○
6	営業所一覧表	様式8 [任意様式可]	○ ○
7	建設業許可証明書 (又は建設業許可通知書)	国土交通省 又は都道府県 [複写可]	○ ○
8	工事経歴書	経営事項 審査申請時 の写し	○ ○
9	射水市内に主たる営業所を有する場合 (提出必須)	業態調書 (建設工事)	○ ○
	技術職員名簿	様式10 [任意様式可]	○ ○
	技術職員以外の職員名簿	様式11 [任意様式可]	○ ○
	保有機械器具調書	様式12 [任意様式可]	○ ○
10	法人の場合	履歴事項全部証明書	○ ○
	個人の場合	代表者の身分証明書	○ ○

商号又は名称				提出の有無		チ エ レ ク ト ク	
提出書類の名称		指定様式 又は請求先	注意事項	※各指定様式欄外に記載要領がある 場合はそちらも参照すること。	市内		市外
11	国税 納税証明書	法人 の場合 国様式 その3の3	税務署 [複写可]	・発行(証明)年月日が申請日から3か月以内のも のであること。 ⇒【参照】納税証明書提出時注意事項	○	○	
		個人 の場合 国様式 その3の2					
	市町村税 完納証明書	全税目に未納(滞納)が ないことの証明書 【発行されない市町村】 直近年度分の納税証明書	市町村 [複写可] 東京都特別区 の場合は注意	・発行(証明)年月日が申請日から3か月以内のも のであること。 ・委任先がある場合は、委任先のものとする。 ⇒【参照】納税証明書提出時注意事項	○	○	
12	税務情報の取扱いに関する同意書		様式7	・射水市内に主たる営業所又は委任先を有する場 合は必ず提出すること。	○	△	
13	射水市内に主たる 営業所を有する 場合(希望工種 により提出)	主観的事項に関する申請書		様式20	・射水市内に主たる営業所を有する場合において 土木一式、建築一式、電気、管、ほ装]工事 の入札に参加を希望する場合は提出すること。 ・印刷方法は、片面印刷とする。	△	—
14		管工事に関する申請書		様式21	・射水市内に主たる営業所を有する場合において 市上水道工務課発注の管]工事 の入札に参加を希望する場合は提出すること。	△	—
15		舗装工事に関する申請書		様式22	・射水市内に主たる営業所を有する場合において ほ装]工事 の入札に参加を希望する場合は提出すること。	△	—
16		下水道管更生工事に関する 申請書		様式23	・射水市内に主たる営業所を有する場合において 土木一式(下水道管更生)]工事 の入札に参加を希望する場合は提出すること。	△	—
17	A4フラットファイル		任意 [色指定なし]	・上記1～16の順で綴ること。 ・背表紙に申請者名(委任する場合は委任先名)を 記載すること。⇒【参照】ファイル例	○	○	
備考	※特記事項がある場合は記載すること。						

【提出の有無欄について】

- 射水市内に主たる営業所を有する場合は「市内」欄、それ以外は「市外」欄を参照すること。
- 印は申請者が全員提出する書類であり、△印は該当者のみが提出する書類であることを示す。

ファイル例（工事）

- ・ フラットファイル（A4版S型）に、提出書類一覧表の順に綴ること。
- ・ 表紙に申請部門（下記参照）を記載すること。
- ・ 背表紙に申請者名（委任する場合は委任先名）を記載すること。
- ・ 色の指定はありません。

(株) ◇◇ 工業射水営業所	平成31・32年度 射水市入札参加資格審査申請書 (建設工事)
----------------------	---------------------------------------

納税証明書提出時注意事項

税区分	国税	市町村税
必要書類	納税証明書(注1)	
	法人の場合 国様式その3の3	個人の場合 国様式その3の2
請求先	本社の所在地を所轄する 税務署(注1)	委任先有りの場合 委任先営業所等の 所在地の市町村(注3)
		委任先無しの場合 本社の 所在地の市町村(注3) 東京都特別区の法人区民税は都税事務所
有効期限	発行(証明)年月日が申請日(申請書を提出する日)から 3か月以内 のもの	
参考	【射水市の完納証明書の請求先】 本庁舎証明書発行窓口、各地区センター、収納対策課 ※射水市の完納証明書については、収納対策課(Tel.0766-51-6620)にお問い合わせください。	

- 注1** 国税の納税証明書の交付請求手続きをオンラインでも行えます。詳しくは国税庁のホームページでご確認下さい。
- 注2** 完納証明書(全税目に未納(滞納)がないことの証明書)が発行されない自治体の場合は、直近年度分(法人市民税等については直近事業年度分)の納税証明書を請求してください。
- 注3** 東京都特別区の場合、法人区民税の納税証明書は都税事務所に請求してください。

納税証明書Q&A

質問	回答
どの税目の証明が必要ですか？	全税目です。
完納証明書が発行されない自治体の場合、納税証明書は何年度分必要ですか？	直近年度分(法人市民税等については直近事業年度分)を提出してください。
完納証明書が発行されない自治体において、平成30年度法人市町村民税が納期限未到来により証明されない場合、どうすればよいですか？	平成29年度分を提出してください。
完納証明書が発行されない自治体の場合、持ち分が共有の固定資産についても証明が必要ですか？	必要です。
完納証明書に納期限未到来額がありますが問題ありませんか？	問題ありません。 なお、納期限到来で未納額がある場合は、入札参加資格の申請はできません。
本社から支店に入札の権限を委任する場合、どちらの市町村税の証明が必要ですか？	支店(委任先)のものです。
支店を新設して間がないため、支店での完納証明書が提出できない場合はどうすればよいですか？	提出書類一覧表の備考欄にその旨を記載し本店のものを提出してください。
東京23区のように法人区民税が法人区民税に含まれている場合はどうすればよいですか？	東京都特別区の場合、法人区民税の納税証明書は都税事務所に請求してください。
都道府県税の納税証明書の提出は必要ですか？	不要です。ただし、東京都特別区の法人区民税の場合は都発行の納税証明書が必要です。
証明書を複写(コピー)したものを提出してもよいですか？	納税証明書など、官公署発行の証明書については複写可としています。
射水市の完納証明書の郵便請求は可能ですか？	可能です。詳細については、射水市収納対策課にお問い合わせください。 収納対策課 電話 0766-51-6620

建設工事入札参加資格審査申請書

平成31・32年度に、射水市が発注する建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

郵便番号

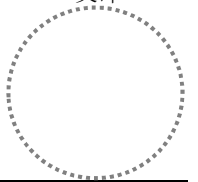
射水市長 あて

申請者
(本社)

所在地又は住所
商号又は名称

代表者職氏名

実印



注意 入札等の権限を委任する場合、③以外の項目は委任先(受任者)のものを記載し、様式5「委任状」を提出すること。

申請代理人 郵便番号 住所 氏名 電話番号
※行政書士等に委任する場合のみ記載
印

① 本社又は委任先の郵便番号

② 本社又は委任先の所在地

(フリガナ) ③ 商号又は名称 市使用欄
 市内
 県内
 県外

④ 委任先の名称

(フリガナ) ⑤ 代表者又は受任者の職氏名

⑥ 本社又は委任先の電話番号 FAX番号
⑦ 系列会社の有無 該当なし 該当あり
※様式6「系列会社についての届出書」に基づき、いずれかに○を付けること。

⑧ 営業所における専任技術者氏名
土木一式工事(土) 建築一式工事(建) 電気工事(電)

※⑨で希望する工種のうち右記の工種についてのみ記載すること。
管工事(管) ほ装工事(ほ)

⑨ 入札参加資格希望工種区分 ※希望工種欄に○を付け、区分欄に建設業許可の区分(般・特)を記入すること。

No.	希望工種	区分	No.	希望工種	区分	No.	希望工種	区分
1	土木一式		11	鋼構造物		21	熱絶縁	
2	建築一式		12	鉄筋		22	電気通信	
3	大工		13	ほ装		23	造園	
4	左官		14	しゅんせつ		24	さく井	
5	とび・土工・コンクリート		15	板金		25	建具	
6	石		16	ガラス		26	水道施設	
7	屋根		17	塗装		27	消防施設	
8	電気		18	防水		28	清掃施設	
9	管		19	内装仕上		29	交通安全施設	
10	タイル・れんが・ブロック		20	機械器具設置		30	解体	

※「交通安全施設」は建設業許可には無いが、工種として入札参加を希望する場合に○を付けること。
【内容】防護柵、標識等の設置工事

⑩ 使用印鑑届
右記の印鑑は、入札、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届け出ます。
法人使用印
代表者使用印(実印以外も可)
※入札等の権限を委任する場合は、受任者の使用印を押印すること。
【例】 営業所印 営業所長印

建設工事入札参加資格審査申請書

平成31・32年度に、射水市が発注する建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

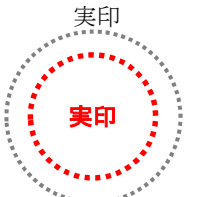
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 XX 年 XX 月 XX 日 申請者は委任の有無にかかわらず本社。

登記上の所在地が異なる場合は、余白に記載すること。

射水市長 あて

申請者 所在地又は住所 東京都〇〇区△△町X-X-X
(本社) 商号又は名称 株式会社◇◇工業
代表者職氏名 代表取締役 射水 太郎



注意 入札等の権限を委任する場合、③以外の項目は委任先(受任者)のものを記載し、様式5「委任状」を提出すること。

郵便番号 〒 XXX-XXXX ※行政書士等に委任する場合のみ記載
住所 東京都〇〇区△△町X-X-X
氏名 株式会社◇◇工業
電話番号 代表取締役 射水 太郎
行政書士等に委任する場合のみ記載すること。

① 本社又は委任先の郵便番号 9 3 9 - 0 2 9 4

② 本社又は委任先の所在地 富山県射水市新開発410番地1

(フリガナ) シカクシカクコウギョウ
③ 商号又は名称 株式会社◇◇工業

④ 委任先の名称 射水営業所
委任先は、建設業法上の営業所であり、入札参加を希望する業種の全てについて許可を受けている営業所であること。

(フリガナ) シンミナト イチロウ
⑤ 代表者又は受任者の職氏名 所長 新湊 一郎
様式6は該当の有無にかかわらず提出すること。

⑥ 本社又は委任先の電話番号 0 7 6 6 - X X - X X X X
FAX番号 0 7 6 6 - X X - X X X X
⑦ 系列会社の有無 ○ 該当なし 該当あり
※様式6「系列会社についての届出書」に基づき、いずれかに○を付けること。

⑧ 営業所における専任技術者氏名
土木一式工事(土) 下村花子
建築一式工事(建) 新湊一郎
電気工事(電)
※⑨で希望する工種のうち右記の工種についてのみ記載すること。
管工事(管) 新湊一郎
【兼任不可】営業所における専任技術者 ≠ 工事の現場代理人、専任を要する技術者
下村花子

⑨ 入札参加資格希望工種区分 ※希望工種欄に○を付け、区分欄に建設業許可の区分(般・特)を記入すること。

No.	希望工種	区分	No.	希望工種	区分	No.	希望工種	区分
1	○ 土木一式	特	11	鋼構造物		21	熱絶縁	
2	○ 建築一式	特	12	鉄筋		22	電気通信	
3	大工		13	○ ぼ装	特	23	造園	
4	左官		14	しゅんせつ		24	さく井	
5	とび・土工・コンクリート		15	板金		25	建具	
6	石		16	ガラス		26	水道施設	
7	屋根		17	塗装		27	消防施設	
8	電気		18	防水		28	清掃施設	
9	○ 管	特	19	内装仕上		29	交通安全施設	
10	タイル・れんが・ブロック		20	機械器具設置		30	解体	

⑩ 使用印鑑届
右記の印鑑は、入札、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届け出ます。
法人使用印
代表者使用印 (実印以外も可)
※入札等の権限を委任する場合は、受任者の使用印を押印すること。
【例】 □ 営業所印
○ 営業所長印

委任状

射水市長 あて

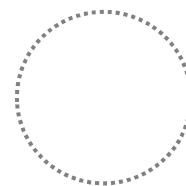
所在地
又は住所

委任者
(本社)

商号
又は名称

代表者
職氏名

実印



私は、下記の者を代理人と定め、射水市との間に行う契約について、下記の事項に関する権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に関する一切の権限
- 2 復代理人選定に関する一切の権限
- 3 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- 4 代金の請求及び受領に関する一切の権限

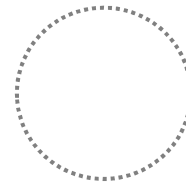
所在地
又は住所

受任者
(委任先)

商号
又は名称

代表者
職氏名

使用印



※系列会社の有無にかかわらず提出すること。

系列会社についての届出書

系列会社に関する事項	系列会社の有無		該当なし (記載終了)	(注)系列会社はあっても、その系列会社が射水市へ入札参加資格審査申請をしていない場合は「該当なし」とします。				
			該当あり (以下を記載)					
系列会社 (射水市へ入札参加資格審査申請をしている会社のみ)								
	①	②	③					
所在地 又は住所								
(フリガナ)								
商号 又は名称								
代表者名 職氏名								
該当する 関係	資本関係	資本関係	資本関係					
	人的関係	人的関係	人的関係					
「資本関係」の場合								
資本関係	親会社(申請者の親会社)	親会社(申請者の親会社)	親会社(申請者の親会社)					
	子会社(申請者の子会社)	子会社(申請者の子会社)	子会社(申請者の子会社)					
	親会社が同じ子会社同士	親会社が同じ子会社同士	親会社が同じ子会社同士					
「人的関係」の場合 ※社外取締役、定款により業務を執行しない取締役、監査役及び執行役員は対象外								
(重複する役員のみ「氏名」、「役職名」を記載)	1	役員の氏名						
		系列会社での役職名	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役
		申請者での役職名	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役
	2	役員の氏名						
		系列会社での役職名	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役
		申請者での役職名	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役
	3	役員の氏名						
		系列会社での役職名	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役
		申請者での役職名	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役
	4	役員の氏名						
		系列会社での役職名	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役
		申請者での役職名	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役	代表取締役	取締役

【記載要領】

- 1 この届出書は、申請日現在で作成すること。選択項目は、該当する項目欄に○を付けること。
 - 2 系列会社等の定義については、「(参考)系列会社の考え方」を参照すること。
 - 3 系列会社が4社以上ある場合、この様式をコピーの上利用すること。
 - 4 重複する役員が5人以上ある場合、この様式を適宜修正して記載すること。
- 注 この届出書に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格停止措置の対象になったり、入札参加資格が取り消されることがあります。

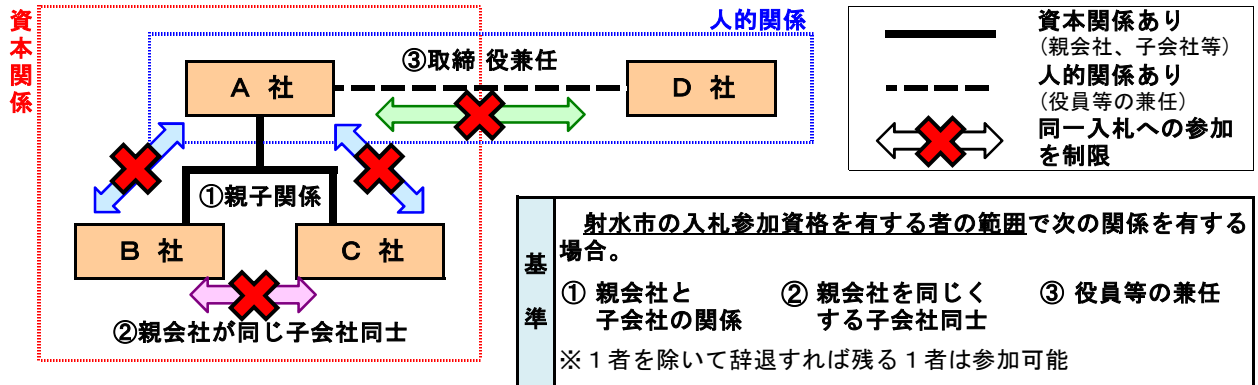
(参考) 系列会社の考え方

下記に定める資本関係又は人的関係のある会社は、系列会社と見なす。

系列会社は、いずれか1社のみの入札参加となる。

※資本関係及び人的関係により、ある会社が他の会社の営業上の意思を左右できる状況にあるため。

【同一入札への参加が制限される事例】



(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合には、同一入札に参加することはできません。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合には、同一入札に参加することはできません。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

※①については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

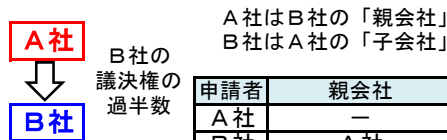
(3) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

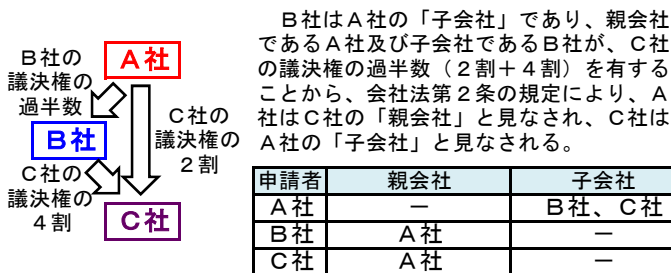
○ 親会社・子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社、子会社。

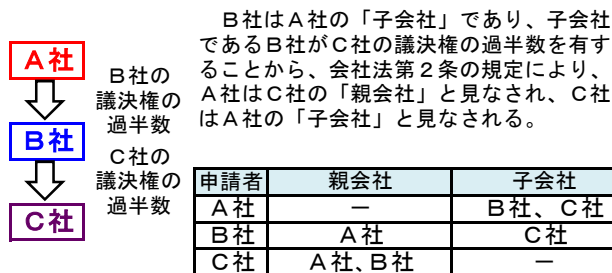
<ケース1>



<ケース2>



<ケース3>



○ 役員 の定義

- ① 代表取締役 (会社の代表権を有する取締役)
 - ② 取締役 (社外取締役及び定款により業務を執行しない取締役を除く)
 - ③ 管財人 (会社更生法又は民事再生法の規定による)
- ※監査役、会計参与及び執行役員は「役員」の対象外

<ケース1>



<ケース2>



<ケース3>



○ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合の例

<ケース1>



<ケース2>



※射水市内に主たる営業所又は委任先を有する場合は提出すること。

税務情報の取扱いに関する同意書

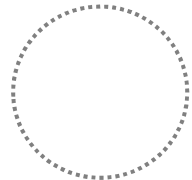
射水市長 あて

私は、入札参加資格審査に必要な市税の納税情報等について、射水市が保管する私の税務情報を貴職が確認することに同意します。

平成 年 月 日

所在地
又は住所
申請者(本社)
又は受任者
商号
又は名称
※射水市内に委任先を
有する場合は受任者
のものを記載
代表者
職氏名

印



- ※ この同意書は、資格審査以外の目的には使用しません。
- ※ 射水市内に主たる営業所又は委任先を有する場合に提出して下さい。

営 業 所 一 覧 表

No.	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号(上段)															FAX番号(下段)														
1																																	
	建設業許可業種	土 建 大 左	と 石 屋 電 管 夕	鋼 筋 舗 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機	絶 通 園 井 具 水 消 清 解																												
2																																	
	建設業許可業種	土 建 大 左	と 石 屋 電 管 夕	鋼 筋 舗 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機	絶 通 園 井 具 水 消 清 解																												
3																																	
	建設業許可業種	土 建 大 左	と 石 屋 電 管 夕	鋼 筋 舗 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機	絶 通 園 井 具 水 消 清 解																												
4																																	
	建設業許可業種	土 建 大 左	と 石 屋 電 管 夕	鋼 筋 舗 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機	絶 通 園 井 具 水 消 清 解																												
5																																	
	建設業許可業種	土 建 大 左	と 石 屋 電 管 夕	鋼 筋 舗 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機	絶 通 園 井 具 水 消 清 解																												
6																																	
	建設業許可業種	土 建 大 左	と 石 屋 電 管 夕	鋼 筋 舗 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機	絶 通 園 井 具 水 消 清 解																												
7																																	
	建設業許可業種	土 建 大 左	と 石 屋 電 管 夕	鋼 筋 舗 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機	絶 通 園 井 具 水 消 清 解																												
8																																	
	建設業許可業種	土 建 大 左	と 石 屋 電 管 夕	鋼 筋 舗 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機	絶 通 園 井 具 水 消 清 解																												
9																																	
	建設業許可業種	土 建 大 左	と 石 屋 電 管 夕	鋼 筋 舗 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機	絶 通 園 井 具 水 消 清 解																												
10																																	
	建設業許可業種	土 建 大 左	と 石 屋 電 管 夕	鋼 筋 舗 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機	絶 通 園 井 具 水 消 清 解																												

【記載要領】

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄は、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する全ての本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、営業所の所在地を記載すること。
- 4 「電話番号・FAX番号」欄は、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「- (ハイフン)」で区切ること。
- 5 「建設業許可業種」欄は、「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する建設業許可業種の欄に○を付けること。

※射水市内に主たる営業所を有する場合は提出すること。

業 態 調 書 (建 設 工 事)

有資格技術職員内訳							
	検 定 種 目	級別・種別・資格区分コード			人数		
施 工 管 理 技 士	建設機械施工技士	1 級		1	1	1	人
		2 級		2	1	2	人
	土木施工管理技士	1 級		1	1	3	人
		2 級	土 木	2	1	4	人
			鋼構造物塗装	2	1	5	人
	薬液注入	2	1	6	人		
	建築施工管理技士	1 級		1	2	0	人
		2 級	建 築	2	2	1	人
			軀 体	2	2	2	人
	仕 上 げ	2	2	3	人		
	電気工事施工管理技士	1 級		1	2	7	人
		2 級		2	2	8	人
	管工事施工管理技士	1 級		1	2	9	人
		2 級		2	3	0	人
	造園施工管理技士	1 級		1	3	3	人
		2 級		2	3	4	人

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数	人
「様式10 技術職員名簿」の記載人数	人
「様式11 技術職員以外の職員名簿」の記載人数	人

【記載要領】

- 1 「有資格技術職員内訳」の人数欄は、申請日時点で在籍している有資格技術職員の内訳について記載すること。
- 2 「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」は、「経営事項審査申請書」＜別紙二＞の技術職員名簿の「監理技術者資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記載すること。
- 3 「様式10 技術職員名簿の記載人数」欄及び「様式11 技術職員以外の職員名簿の記載人数」欄は、各名簿に記載した職員の合計人数を記載すること。

※射水市内に主たる営業所を有する場合は提出すること。

技 術 職 員 名 簿

No.	氏 名	生年月日	有資格区分 コード			実務経験 業種	担当業種区分 (略号)				監理技術者 資格者証 交付番号
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

【記載要領】

- 1 申請日現在、現場に配置可能な職員（代表者を含む）のみ記載すること。
- 2 「有資格区分コード」欄は、「(別表)技術職員 資格区分コード表」に基づいて記載すること。
001～004の場合は、「実務経験業種」欄に担当業種を記載すること
- 3 「担当業種区分」欄は、資格及び実務経験等により対応可能な担当業種（建設業許可業種の略号）を記載すること。
- 4 経営事項審査申請時に添付した名簿の写しでも可とする（変更がない場合に限る。）。
- 5 本表に記載した職員の合計人数を様式9「業態調書（建設工事）」に記載すること。

(別表)技術職員 資格区分コード表

コード	資格区分	コード	資格区分
実務経験による		職業能力開発促進法による(続き)	
001	法第7条第2号イ該当【指定学科卒業後3年又は5年の実務経験】	175	給排水衛生設備配管(1級)
002	法第7条第2号ロ該当【10年以上の実務経験】	275	給排水衛生設備配管(2級)【3年】
大臣認定による		176	配管・配管工(1級)
003	法第15条第2号ハ該当【同号イと同等以上:大臣認定者】	276	配管・配管工(2級)【3年】
004	法第15条第2号ハ該当【同号ロと同等以上:大臣認定者】	170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)
建設業法(技術検定)による		270	建築板金「ダクト板金作業」(2級)【3年】
111	1級建設機械施工技士	177	タイル張り・タイル張り工(1級)
212	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)	277	タイル張り・タイル張り工(2級)【3年】
113	1級土木施工管理技士	178	築炉・築炉工(1級)・れんが積み
214	2級土木施工管理技士(土木)	278	築炉・築炉工(2級)【3年】
215	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)
216	2級土木施工管理技士(薬液注入)	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級)【3年】
120	1級建築施工管理技士	180	石工・石材施工・石積み(1級)
221	2級建築施工管理技士(建築)	280	石工・石材施工・石積み(2級)【3年】
222	2級建築施工管理技士(躯体)	181	鉄工・製罐(1級)
223	2級建築施工管理技士(仕上げ)	281	鉄工・製罐(2級)【3年】
127	1級電気工事施工管理技士	182	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)
228	2級電気工事施工管理技士	282	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級)【3年】
129	1級管工事施工管理技士	183	工場板金(1級)
230	2級管工事施工管理技士	283	工場板金(2級)【3年】
133	1級造園施工管理技士	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)
234	2級造園施工管理技士	284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(2級)【3年】
建築士法による		185	板金・板金工・打出し板金(1級)
137	1級建築士	285	板金・板金工・打出し板金(2級)【3年】
238	2級建築士	186	かわらぶき・スレート施工(1級)
239	木造建築士	286	かわらぶき・スレート施工(2級)【3年】
技術士法による		187	ガラス施工(1級)
141	建設・総合技術監理(建設)	287	ガラス施工(2級)【3年】
142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)
143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	288	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)【3年】
144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	189	建築塗装・建築塗装工(1級)
145	機械・総合技術監理(機械)	289	建築塗装・建築塗装工(2級)【3年】
146	機械「流体機械」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	190	金属塗装・金属塗装工(1級)
147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	290	金属塗装・金属塗装工(2級)【3年】
148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	191	噴霧塗装(1級)
149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	291	噴霧塗装(2級)【3年】
150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	167	路面表示施工
151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	192	量製作・量工(1級)
152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	292	量製作・量工(2級)【3年】
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床上げ施工・表装・表具・表具工(1級)
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床上げ施工・表装・表具・表具工(2級)【3年】
電気工事士法・電気事業法・電気通信事業法による		194	熱絶縁施工(1級)
155	第1種電気工事士	294	熱絶縁施工(2級)【3年】
256	第2種電気工事士【3年】	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)
258	電気主任技術者(第1種～第3種)【5年】	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)【3年】
259	電気通信主任技術者【5年】	196	造園(1級)
水道法による		296	造園(2級)【3年】
265	給水装置工事主任技術者【1年】	197	防水施工(1級)
消防法による		297	防水施工(2級)【3年】
168	甲種消防設備士	198	さく井(1級)
169	乙種消防設備士	298	さく井(2級)【3年】
職業能力開発促進法による		その他	
171	建築大工(1級)	061	地すべり防止工事【1年】
271	建築大工(2級)【3年】	040	基礎ぐい工事
164	型枠施工(1級)	062	建築設備士【1年】
264	型枠施工(2級)【3年】	063	計装【1年】
172	左官(1級)	060	解体工事
272	左官(2級)【3年】	064	基幹技能者
157	とび・とび工(1級)	099	その他
257	とび・とび工(2級)【3年】		
173	コンクリート圧送施工(1級)		
273	コンクリート圧送施工(2級)【3年】		
166	ウェルポイント施工(1級)		
266	ウェルポイント施工(2級)【3年】		
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)		
274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(2級)【3年】		

(備考) 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数。

※射水市内に主たる営業所を有する場合は提出すること。

技術職員以外の職員名簿

No.	氏名	採用年月	従事内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

【記載要領】

- 1 申請日現在、建設業に従事する職員（兼業事業に従事する使用人及び非常勤職員を除く）のうち、技術職員以外で現場代理人になりうる者を記載すること。
- 2 雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とし、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除くこと。
- 3 本表に記載した職員の合計人数を様式9「業態調書（建設工事）」に記載すること。

※射水市内に主たる営業所を有する場合は提出すること。

保 有 機 械 器 具 調 書

種 別	名 称	型式・性能	数 量	備 考

【記載要領】

- 1 申請日現在、保有している機械器具の内容を記載すること。
- 2 油圧ショベルに装着するアタッチメントについても記載すること。

※片面印刷とすること。

4 消防団協力事業所の認定		記入欄
射水市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成19年射水市告示第41号）に基づく「消防団協力事業所」の認定を受けている場合は、○印を記入すること。		
添付	消防団協力事業所表示証の写し	

5 元気とやま！子育て応援企業への登録		記入欄
「元気とやま！子育て応援企業」として登録を受け、公表されている場合は、○印を記入すること。		
添付	登録されたことが確認できる書類の写し	

6 障がい者雇用		
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する障がい者の雇用義務について、次のいずれかに該当する場合は、○印を記入すること。		
(1) 障がい者の雇用義務がある場合		記入欄
法定雇用率を満たす数以上の障がい者を雇用している。		
添付	公共職業安定所に提出した「障がい者雇用状況報告書」（平成30年6月1日現在の状況を記載し、職業安定所の受付印のあるもの）の写し	
(2) 障がい者の雇用義務がない場合		記入欄
障がい者の雇用義務はないが、障がい者を1人以上、雇用している。 （該当する場合は総従業員数も記入すること。）		
※ 障がい者とは、 <u>身体障害者1～6級、知的障害者A・B、精神障害者1～3級</u> を指す。		
※ 雇用保険の被保険者に限る。なお、代表者及び役員で雇用保険に加入していない者は含めないこと。		総従業員数
注意	対象は、 <u>入札参加資格を得ようとする営業所</u> とする。	
添付	障がい者手帳等の写し ※ <u>使用目的について、本人に了承を得た上で添付</u> すること。	

7 保護観察対象者等の雇用		記入欄
平成29・30年度において、協力雇用主として富山保護観察所に登録し、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条に規定する更生緊急保護を受けた者を3月以上雇用した場合（同法85条第4項に規定する期間において雇い入れた場合に限る。）は、○印を記入すること。		
添付	協力雇用主及び保護観察対象等の雇用に関する証明書（富山保護観察所発行）	

※射水市内に主たる営業所を有する場合において、市上水道工務課発注の管工事の入札に参加を希望する場合は提出すること。

管 工 事 に 関 す る 申 請 書

区分	No.	氏 名	(公社)日本水道協会の配水管技能者			給水装置工事 主任技術者
			大口径管登録者 ①	耐震継手登録者 ②	一般継手登録者 ③	
A 営業所における管工事の専任技術者（合計人数に含めないこと。）						
	専任					
B 営業所における管工事の専任技術者以外の技術者						
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
		合 計 人 数 ※営業所専任技術者 (管工事)を除く	人	人	人	人

【記載要領】

- 1 上記Aは営業所における管工事の専任技術者、上記Bは営業所における管工事の専任技術者以外の技術者のうち、上記①から④のいずれかの資格を有する者及びその合計人数について記載すること。
- 2 上記①から④は指名業者選定の際の参考とするので、もれなく記載すること。
- 3 各資格欄には、交付番号及び取得日を記入し、各資格ごとに登録証又は技術者証(免状)の写しを添付すること。

※射水市内に主たる営業所を有する場合において、ほ装工事の入札に参加を希望する場合は提出すること。

舗 装 工 事 に 関 す る 申 請 書

1 舗装工事関係機械調書

機 種	No.	自動車 登録番号	メーカー名	型 式	車体番号	規 格 ※舗装幅、 車両総重量等	所有形態	
							自社 所有	リース ※3年 以上
アスファルト フィニッシャー (3.1m以上)	1							
	2							
	3							
モーター グレーダー (3.1m以上)	1							
	2							
	3							
マカダムローラ (10t以上)	1							
	2							
タイヤローラ (8t以上)	1							
	2							
その他 (振動ローラ等)	1							
	2							
	3							

【記載要領】

- 1 申請日現在、舗装工事の現場に配置可能な舗装工事関係機械（常時配置、常時使用のものに限る。）について記載すること。
- 2 この様式1枚で記載しきれない場合は、適宜コピーするなどして全て記載すること。
- 3 「所有形態」欄は、該当する形態に○を付けること（リースの場合は、リース期間が3年以上であること。）。
- 4 車検証の写し、特定自主検査票の写し及び写真を添付すること。
なお、リースの場合は、リース会社、期間及び車台番号が分かる契約書の写しも併せて添付すること。

2 舗装工事関係機械オペレーター調書 ※11人以上の場合、適宜コピーするなどして全て記載すること。

No.	氏 名	入社年月日	種別経験年数				法令による免許
			フ ア ス フ ィ ニ ッ シ ャ ー	グ モ ト ー グ レ ー ダ ー	マ カ ダ ム ロ ー ラ	タ イ ヤ ロ ー ラ	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

【記載要領】

- 1 申請日現在、舗装工事の現場に配置可能なオペレーター（入札参加資格を得ようとする営業所において、常時雇用する者に限る。）について記載すること。
- 2 「法令による免許」欄は、取得している免許名を記載するとともに、免許証（大型特殊免許証等）の写し及び技能講習修了証書の写しを添付すること（記載した職員の番号順になるよう整理して添付すること。）。

※射水市内に主たる営業所を有する場合において、下水道管更生工事の入札に参加を希望する場合は提出すること。

下水道管更生工事に関する申請書

1 下水道管更生工法

工法名	
-----	--

【記載要領】

- 1 申請日現在の状況を記載すること。(複数記載可)
- 2 記載事項を証明する書類(管更生工法の協会等の会員証等の写し)を添付すること。

2 技術職員等

No.	氏名	受講の有無		No.	氏名	受講の有無	
		管更生工法の協会等が実施する講習の受講者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習の受講者			管更生工法の協会等が実施する講習の受講者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習の受講者
1			必須	11			必須
2			必須	12			必須
3			必須	13			必須
4			必須	14			必須
5			必須	15			必須
6			必須	16			必須
7			必須	17			必須
8			必須	18			必須
9			必須	19			必須
10			必須	20			必須

【記載要領】

- 1 申請日現在、管更生工事の現場に配置可能な職員について記載すること。
- 2 記載する職員は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習の受講者であること。(必須条件)
- 3 管更生工法の協会等が実施する講習の受講者に○を付けること。
- 4 上記2及び3を証する書類(受講修了証等の写し)を添付すること。

3 施工実績

No.	発注者	工事名	工法	契約金額
1		(契約年月日) 平成 年 月 日		(千円)
2		(契約年月日) 平成 年 月 日		(千円)
3		(契約年月日) 平成 年 月 日		(千円)

【記載要領】

- 1 平成21年1月以降の富山県内における実績について、主なものを最低1件記載すること。
- 2 発注者が射水市以外の場合は、記載事項を証する書類(工事カルテ、契約書等の写し)を添付すること。